

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

17日、岸田総理は記者会見で3月1日（火）以降の水際措置の見直しについて、以下のとおり発表しました。

1 入国者の待機期間等

(1) 日本入国後7日間の自宅待機を原則としつつ、3日目検査で陰性が確認された場合、それ以降の待機を不要とする。

(2) オミクロン株の指定国・地域（2月18日時点では未発表）からの入国者について、施設待機期間を3日とする。

(3) ワクチン3回目追加接種済み者については、以下の扱いとする。

ア オミクロン株指定国・地域からの入国者：3日の施設待機に代えて、3日の自宅待機とする。

イ 上記以外の国・地域からの入国者：自宅待機を免除する。

(4) 自宅待機のための自宅等までの移動（検査後24時間以内）につき、公共交通機関の使用を可能とする。

2 外国人の新規入国

外国人新規入国について、受入責任者の管理の下、観光目的以外の入国を認める。

3 入国者総数の引上げ

入国者総数の上限について、現在の1日3,500人目処を、3月1日から1日5,000人目処に引き上げる。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

【お問い合わせ先】

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話(+675)321-1800

E-mail：scej@pm.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html